

# 新小樽市立病院改革プラン（素案）の概要について

総務省新公立病院改革ガイドラインに基づき、病院機能の見直しや病院事業経営の改革に総合的に取り組むことを基本として、新小樽市立病院改革プランを策定します。

## 1 新公立病院改革ガイドラインについて

### 公立病院改革の目指すもの

- 医師不足等の厳しい環境が続いていく中で持続可能な経営を確保しきれていない病院が多いなかで、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制を確保
- 公立病院が安定的に不採算医療や高度・先進医療などの重要な役割を担っていくことができるようにする

### 新公立病院改革プラン策定の要請

- 策定期期：平成 27 年度又は平成 28 年度  
(地域医療構想の策定状況を踏まえつつできる限り早期に策定)
- プランの期間：策定年度あるいはその次年度～平成 32 年度を標準
- プランの内容：以下の 4 項目を内容とする

地域医療構想を踏まえた役割の明確化

経営の効率化  
・対象期間中に経常黒字化する  
・困難な場合は道筋を明確にする

再編・ネットワーク化

経営形態の見直し

## 2 小樽市立病院における「新公立病院改革プラン」策定について

### 基本的事項

- 平成 28 年度中に策定し、計画期間は平成 29 年度～平成 32 年度とする。
- 新公立病院改革ガイドラインに基づいて、以下の内容を記載する。
  - ・ 新小樽市立病院改革プラン策定について
  - ・ 地域医療構想を踏まえた役割の明確化
  - ・ 経営の効率化
  - ・ 再編・ネットワーク化
  - ・ 経営形態の見直し
  - ・ 点検・評価・公表等
- 平成 29 年度予算編成やパブリックコメントなどの意見を踏まえ、平成 29 年 3 月中に成案を策定する。

### 3 新小樽市立病院改革プランの概要

区分	内容
1 新小樽市立病院改革プラン策定について	<p>(1) 新小樽市立病院改革プラン策定の趣旨</p> <p>○総務省新公立病院改革ガイドラインに基づき、病院機能の見直しや病院事業経営の改革に総合的に取り組むことを基本として策定。</p> <p>○経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの視点に立った改革を継続し、地域における良質な医療を確保する必要。</p> <p>○公立病院改革の究極の目的は、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下でへき地医療・不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことができるようにすること。</p> <p>○今後の公立病院改革は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取組と整合的に行われる必要。</p> <p>(2) 計画期間</p> <p>○平成29年度から平成32年度まで</p> <p>(3) 当院の現状</p> <p>○概要及び基本理念等を記載。</p> <p>○経常収支比率等を記載。 (経常収支比率<sup>㉓</sup>98.1%<sup>㉔</sup>97.1%<sup>㉕</sup>97.8%<sup>㉖</sup>94.9%<sup>㉗</sup>95.6%)</p>
2 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	<p>(1) 地域医療構想を踏まえた当院の果たすべき役割</p> <p>○後志圏地域医療構想調整会議等の協議の状況を注視し、適切な役割を果たしていく必要。</p> <p>○災害拠点病院として幅広い救急医療を担い、現在の高度急性期機能及び急性期機能を推進するほか、小児・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供や、民間医療機関では限界のある高度・先進医療を担う。</p> <p>(2) 平成37年における当院の具体的な将来像</p> <p>○将来的には、かかりつけ医からの紹介患者の受入れを促進するため、初診時選定療養費の導入を検討。</p> <p>(3) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割</p> <p>○「北海道認知症疾患医療センター」として地域における認知症医療へ貢献。</p> <p>○小樽市医師会など関係機関で構成する「おたる地域包括ビジョン協議会」に参加し、各機関と連携。</p> <p>(4) 一般会計負担の考え方</p> <p>○地方公営企業法に基づいて救急医療に要する経費などを一般会計から繰入。</p> <p>○総務省の繰出金の基準に関する考え方に沿って繰出金を算定。</p> <p>(5) 医療機能等指標に係る数値目標</p> <p>○当院が果たすべき役割に沿った医療機能を十分に発揮しているかを検証するため、救急車受入れ件数、手術件数及び紹介新規入院患者数を設定。</p> <p>(6) 住民の理解のための取組</p> <p>○当院の機能や役割に対する住民の理解を促進するため、地域住民に対し、当院が提供する医療の内容を積極的に情報発信。</p>
3 経営の効率化	<p>(1) 経営指標に係る数値目標</p> <p>○収支改善に係るものとして、経常収支比率、医業収支比率、地方財政法上の資金不足比率を設定。</p> <p>○経費削減に係るものとして、職員給与費比率、材料費比率、委託費比率を設定。</p> <p>○収入確保に係るものとして、1日当たり入院患者数、1日当たり外来患者数、1日当たり入院患者単価、1日当たり外来患者単価、病床利用率、平均在院日数を設定。</p> <p>○経営の安定性に係るものとして、企業債残高を設定。</p>

	(2) 経常収支比率に係る目標設定の考え方	<p>○本プラン対象期間中に経常黒字化する数値目標を定めるべきとされているが、退職給付費や平成26年度の新病院開院時の設備投資による減価償却費が大きく、経常収支が黒字化するのには平成33年度の見込み。</p> <p>○入院外来収益などの収益を確保するとともに、費用についても経費削減を前提。</p>
	(3) 目標達成に向けた具体的な取組	<p>○民間的経営手法の導入を検討。</p> <p>○経費削減・抑制対策として、委託の見直し、材料費の抑制などを検討。</p> <p>○収入増加・確保対策として、二次救急患者及び紹介患者の増加策などを検討。</p>
	(4) 収支計画	○計画期間である平成32年度までのものに加えて、参考として平成33年度分を掲載。(経常損益③11百万円)
4再編・ネットワーク化	(1) 二次医療又は構想区域内の病院等配置の現況	○後志二次医療圏の公立・公的病院の配置状況を記載。
	(2) 当院に係る再編・ネットワーク化計画の概要	<p>○平成21年度に、本市、医師会代表及び市内公的病院長で構成した「再編・ネットワーク化協議会」において、2つの市立病院を早期に再編(統合新築)すること、また、他の公的病院においては、現時点で特段の再編をせず、現在の体制を維持する中で、それぞれの医療機関が特色を生かし、ネットワーク化を推進し、一次、二次医療について市内で完結できる医療体制の確立を目指すことで結論を得た。</p> <p>○基本的には、再編・ネットワーク化の枠組みは現在も継続。</p>
5経営形態の見直し	(1) 経営形態の現況	○平成21年4月1日に地方公営企業法全部適用を行い、管理者の経営責任者としてのリーダーシップの下、経営改善への取組強化を図ってきた。
	(2) 経営形態の見直し(検討)の方向性	○地方独立行政法人化(非公務員型)は法定設立要件を満たすことが難しく、指定管理者制度の導入は、受け皿となる民間医療法人等の有無に加えて、職員の整理の問題があり、民間譲渡は、不採算医療切捨での可能性が否定できず、地域医療を守る観点から採用し得ないと判断してきている。
6点検・評価・公表等	(1) 点検・評価・公表等の体制	○外部委員を含む評価委員会を設置し、毎年度の決算と合わせて本プランの取組状況の点検、評価、公表を行う。
	(2) 点検・評価の時期	○前年度決算分について、評価委員会の審議を経て、毎年9月頃に公表することを標準。
	(3) 公表の方法	○ホームページ等を通じて公表。